

【令和7年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
新明和工業株式会社	兵庫県 宝塚市新明和町1番1号	令和7年4月12日から 令和7年7月11日まで (3カ月)	別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	新明和工業株式会社らは、機械式駐車装置の設置工事について当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるよう調整することで、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが独占禁止法3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。
株式会社 e l e m a t e	静岡県 浜松市中央区萩丘四丁目13番5号	令和7年6月28日から 令和7年7月27日まで (1カ月)	別表第2第10号 (不正又は不誠実な行為)	令和5年9月下旬から同年10月上旬までの間、社会福祉法人和光会が発注した工事の指名競争入札において、業者選定に便宜を図るよう社会福祉法人和光会の元業務執行理事に現金を渡したとして、社会福祉法違反（贈賄）の疑いで代表者が令和7年6月18日に逮捕された。
極東開発工業株式会社	大阪府 大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	令和7年10月25日から 令和8年1月24日まで (3カ月)	別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格の決定において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。
新明和工業株式会社	兵庫県 宝塚市新明和町1番1号			

【令和7年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
日本交通技術株式会社	東京都 台東区上野七丁目11番1号	令和8年1月20日から 令和9年7月19日まで (18カ月)	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日本交通技術株式会社、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社、株式会社トーニチコンサルタントは、浜松市が発注した特定跨線橋点検等業務委託において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントについては課徴金減免制度の適用を受けており、その事実が公表されている。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	愛知県 名古屋市東区中村区名駅五丁目33番10号	令和8年1月20日から 令和8年10月19日まで (9カ月)		
大日コンサルタント株式会社	岐阜県 岐阜市藪田南三丁目1番21号			
株式会社トーニチコンサルタント	東京都 渋谷区本町一丁目13番3号			
丸友開発株式会社	静岡県 浜松市中央区若林町285番地	令和8年3月14日から 令和8年4月13日まで (1カ月)	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	丸友開発株式会社は、静岡県浜松土木事務所発注の「令和7年度〔第37-Z0808-01号〕県営住宅芳川団地A棟建替事業1号棟解体工事」等に関し、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事から監督処分（指示処分）を受けた。
東洋シャッター株式会社	大阪府 大阪市中央区南船場二丁目3番2号	令和8年3月14日から 令和8年4月13日まで (1カ月)	別表第2第8号 (建設業法違反行為)	東洋シャッター株式会社は、建設業許可を有しない者との間で、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を締結していた。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局長から同法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。

【令和7年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
株式会社町田設計	静岡県 浜松市浜名区尾野2626番地の4	令和8年3月26日から 令和8年4月25日まで (1カ月)	別表第1第4号 (契約違反) 別表第2第10号 (不正又は不誠実な 行為)	「令和7年度長寿命化推進単独事業(市)水窪灰ノ沢山王線舗装修繕設計業務委託」において、浜松市建設工事関連業務委託契約約款第7条に規定する発注者の承諾を得ないまま、業務の一部を他社に請け負わせる契約違反があった。 また、本市職員に当該他社社員を自社社員と誤認させた上で、打合せ及び完了検査に参加させた。
株式会社マルチ	静岡県 浜松市天竜区水窪町奥領家2651-2-1	令和8年3月28日から 令和8年4月10日まで (2週間)	別表第1第4号 (契約違反)	株式会社マルチは、本市発注の「令和4年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良事業に伴う河川工事(河川付替1)」において、工期限が令和7年5月30日までであったにもかかわらず、工事の完成を令和8年3月23日まで遅延させた。

※入札参加停止期間中は、下請負についても禁止します。